

令和4年2月18日

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局

家庭保育への協力依頼期間の延長について

現在のオミクロン株による感染状況については、依然として収束に向けた兆しが見えず、臨時休園となる認定こども園も日々確認されています。

そのような中、保護者の皆様には、これまでも可能な範囲で家庭での保育にご協力いただいております、心から感謝申し上げます。

さて、今月20日まで福岡県に適用されている、「まん延防止等重点措置」の期間が延長される運びとなりました。

これにともない、1月21日付でお知らせした、「家庭保育への協力依頼」についても、期間を延長いたします。

つきましては、認定こども園の運営については、感染防止対策を徹底しつつ、原則、開園いたしますが、保護者の皆様には、引き続き、各ご家庭の可能な範囲（例えば、保護者の方が休暇等でお休みが可能な日など）において、登園をお控えいただき、ご家庭での保育にご協力いただくよう、お願い申し上げます。

記

1 家庭保育の協力依頼期間

変更前…令和4年1月22日(土)から1か月程度



変更後…令和4年1月22日(土)から3月6日(日)まで

2 保育料について

協力依頼期間に登園しなかった場合の保育料(3号認定)については、日割り計算し減額いたします。

なお、3歳以上のお子さんの副食材料費については、各園の事情により取り扱いが異なるため、各園へお問い合わせください。

(問い合わせ先)

北九州市子ども家庭局幼稚園・こども園課

担当 石川・廣渡

電話 582-2550